

連 絡 書 (No.10)

令和4年10月3日

市内 地域密着型通所介護事業所 御中

個別機能訓練加算に係る管理者と機能訓練指導員の兼務について（所沢市取扱い）

日頃より、介護保険制度の運営にご協力をいただきありがとうございます。

さて、個別機能訓練加算において、管理者が機能訓練指導員を兼務して行う場合の算定可否について、「令和3年度介護報酬改定 Q&A (Vol. 3)」の問58で示されています。

このことについて、市内の複数の事業所より、管理者と機能訓練指導員の従事すべき時間帯が被らないよう明確に勤務時間を区分した上であれば、算定することが可能かという問い合わせを頂いております。

当市の取扱いは下記のとおりとなっておりますので、適切な配置に基づいた加算の算定をお願いいたします。

記

1. 当市の取扱い

個別機能訓練加算（Ⅰ）イ又はロにおける人員配置基準について、管理者が、管理者としての業務に加えて、機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を兼ねる場合に、従事する時間を明確に区分することができるよう配置を行ったとしても、同基準を満たすことはできない。（Vol.3 問58のとおり）

2. 理由

・管理者が機能訓練指導員の職務と兼務することで、サービス提供時間中の利用申込みの対応、突発的な事故や苦情対応等の一元的な管理ができなくなり、管理業務に支障をきたすと考えられるため。

・埼玉県において、「通所介護事業所等における管理者と機能訓練指導員との兼務について（平成27年9月10日付）」を発出しており、現時点においてもこの取扱いは継続していること。

所沢市内においては県指定・市指定の事業所が混在しているなか、異なる取扱いを行うことで市内において公平性を保つことができなくなると考えられるため。

3. 事業所における対応（経過措置期間）

体制届出当時と異なり、職員の異動等により上記の当市の取扱いに反する状態となっていた場合には、令和4年12月31日までに、配置の見直しを行うなど必要な対応を行ってください。

4. その他

厚生労働省や埼玉県において、本取扱いとは異なる考え方が文書により示された場合は、当市においてもそれに従うこととする。

所沢市介護保険課 事業者管理担当
TEL：04（2998）9420